

茨城県告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 龍ヶ崎市
ア 市街化区域から削除する部分
龍ヶ崎市 若柴町 字川崎 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

**茨城県告示第751号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画臨港地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
臨港地区（茨城港常陸那珂港区臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) ひたちなか市
ア 臨港地区に追加する部分
ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

**茨城県告示第752号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画臨港地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
臨港地区（鹿島港臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

水戸・勝田都市計画臨港地区の変更（茨城県決定）

都市計画茨城港常陸那珂港区臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
茨城港 常陸那珂港区 臨港地区	約 457ha	商 港 区 約 201.7ha
		工 業 港 区 約 249.6ha
		修景厚生港区 約 6.1ha
		計 約 457.4ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

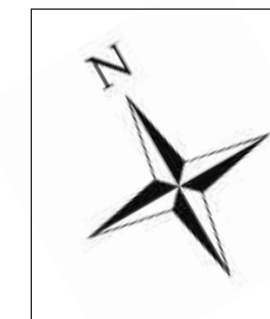
理 由

茨城港常陸那珂港区における港湾施設の拡張やひたちなか市によるまちづくり計画を踏まえ、本地区の土地利用を適切に規制・誘導するため、臨港地区の変更を行うものである。

臨港地区総括図
(茨城港常陸那珂港区地区)

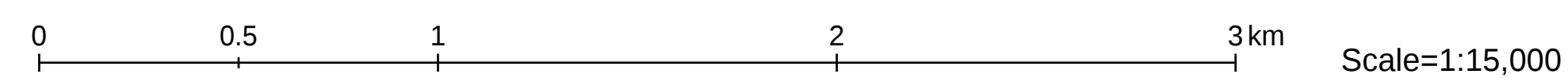


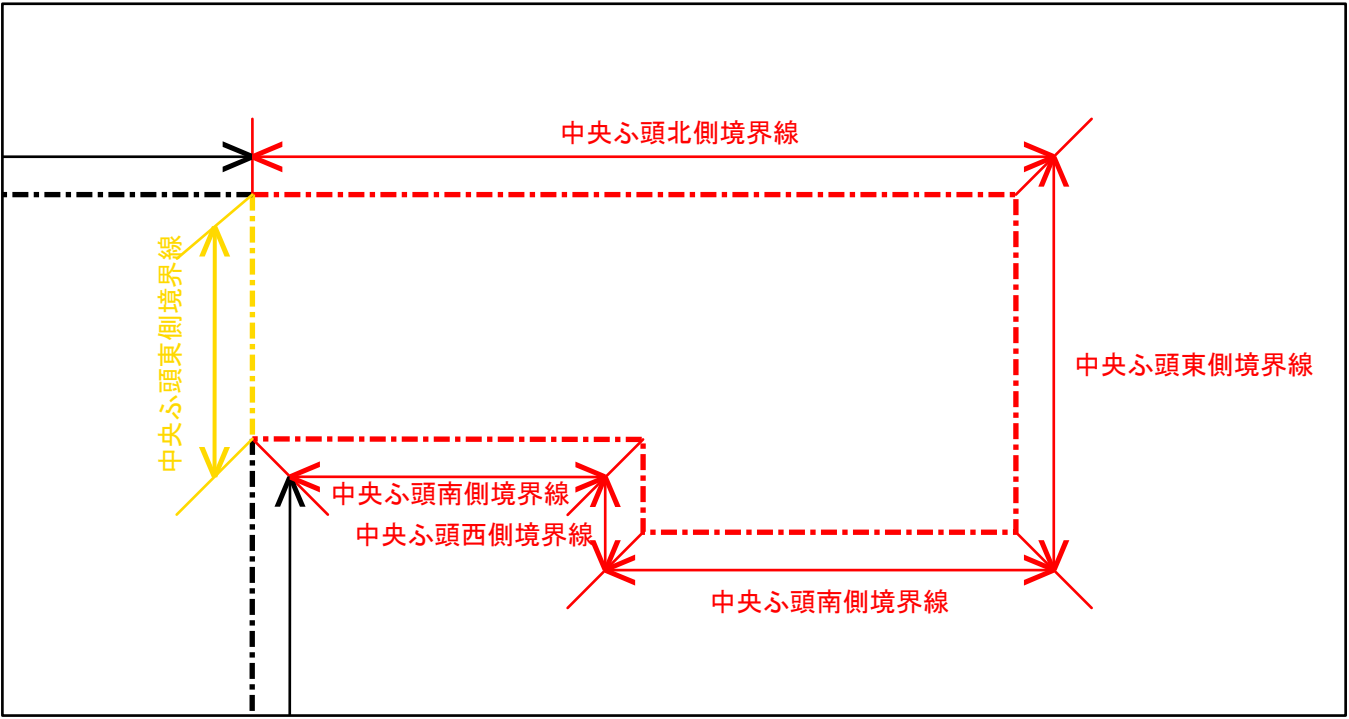
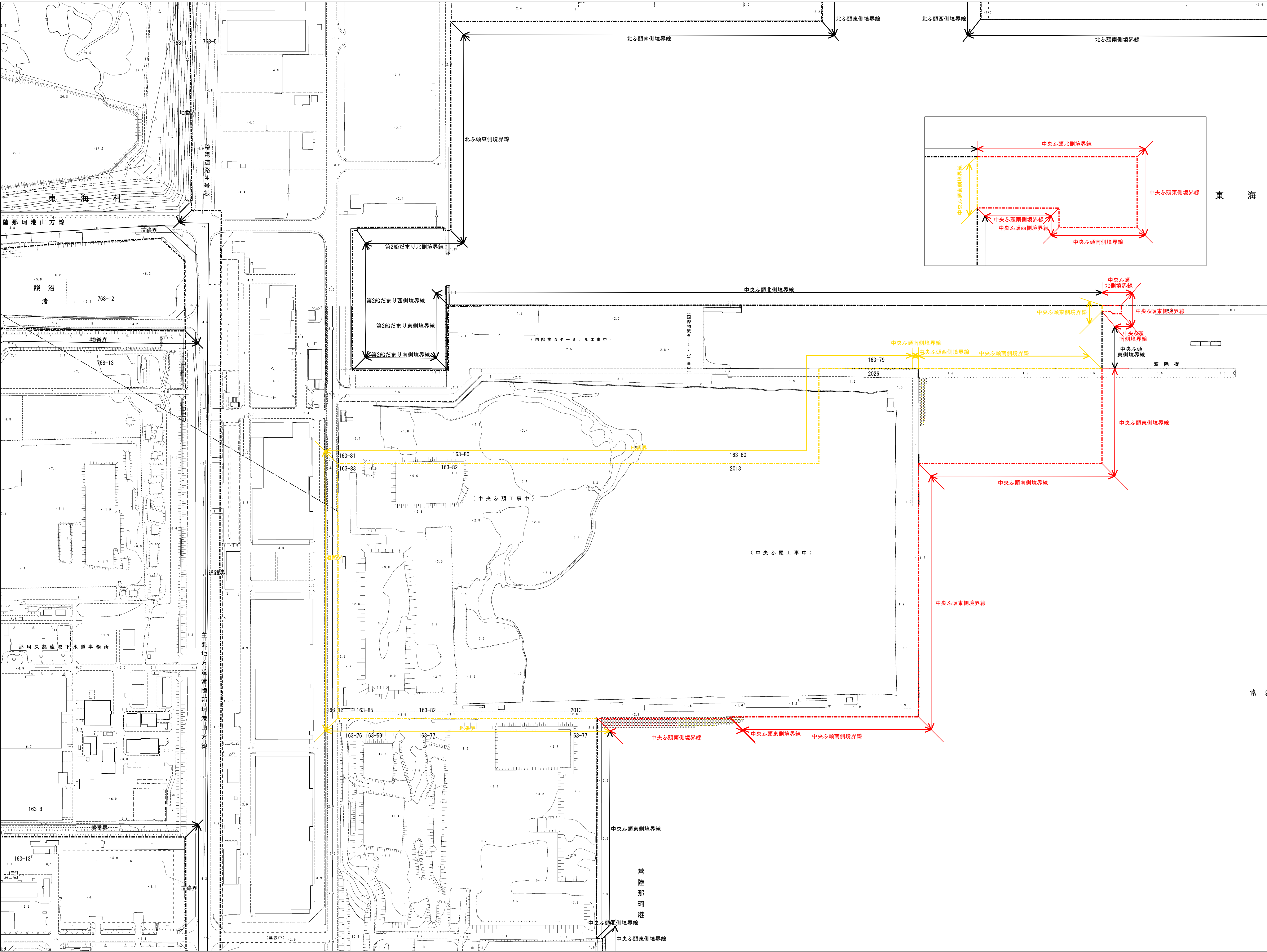
番号	1	番号	2
地区名	茨城港常陸那珂港地区	地区名	茨城港常陸那珂港地区
面積	約 43.5ha	面積	約 0.03ha
理由	茨城港常陸那珂港における港機能の低下やたちながかりによるまちづくり計画を策定し、本地区の土地利用を適切に規制・誘導するため、臨港地区の変更を行うものである。	理由	茨城港常陸那珂港における港機能の低下やたちながかりによるまちづくり計画を策定し、本地区の土地利用を適切に規制・誘導するため、臨港地区の変更を行うものである。



凡 例		
	行政区域界	域 界
	市街化区域界	域 界
	区域界	域 界
地 域	用途地域	用途地域 容積率 高さ
	第一種建築住宅用地域	200 100
	第二種建築住宅用地域	80 100
	第三種建築住宅用地域	50 100
	第一中區商業住宅用地域	50 100
城 市 地 域	第二中區商業住宅用地域	60 200
	第一種住居地域	60 200
	第二種住居地域	60 200
	準住居地域	60 200
	近隣商業地域	80 200
地 域	商業地域	80 400
	準工業地域	60 200
	工業地域	60 200
	工業専用地域	60 200
	防火地域	60 200
区 域	準防火地域	60 200
	第一種市街化整地發展事業区域、通利利用区域	60 200
都 市 地 域	地区計画区域	60 200
	新市計画通達路	60 200
	新市計画公園	60 200
	新市計画商業	60 200
	新市計画河川	60 200
設 置 地 域	下水道計画処理場	60 200
	汚物処理場	60 200
	ごみ焼却場、ごみ処理場	60 200
関係地 域	火葬場	60 200
	土地開発整理事業区域	60 200
	工業地区造成事業区域	60 200

 今回臨港地区へ
編入される区域界





凡例

- 今回新たに臨港地区界となる部分
- 今回臨港地区界から除外される部分
- 今回の変更に係らない部分